

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

株式等の譲渡損失に係る損益通算および繰越控除

Q 2019年に株式で譲渡損が発生しました。この場合、どのような税制の取扱いがあるのでしょうか？

解説

株式で譲渡損が発生した場合、**配当等との損益通算**と**譲渡損失の3年間の繰越控除**の適用が受けられます。ただし、基本的に発生した年以降、毎年、確定申告する必要があります。

1. 損益通算

- ①上場株式等に係る譲渡損は他の上場株式等の譲渡益から控除できます。
- ②一般株式等に係る譲渡損は他の一般株式等の譲渡益から控除できます。
- ③上場株式等を証券会社経由で取引して発生した譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当の金額と損益通算することができます。ただし、**この配当については申告分離をしたものに限り**ます（**総合課税や確定申告不要制度の適用を受けたものは対象外**です）。

2. 繰越控除

上場株式等の譲渡損失については、一定の場合、**その生じた年の翌年3年間にわたって上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除**できます。

3. 確定申告の際に添付すべきもの

上記1、2の適用を受けるためには、基本的に確定申告時に下記の書類の提出が必要です。

- ①**確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）**
- ②**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**

※提出した年以降、**上場株式等の譲渡がなかった年でも申告が必要です。**

要するに…

株式で譲渡損失が発生した場合、確定申告をしない方がいますが、**譲渡損失の繰越控除などの優遇の適用を受けるために**、忘れずに確定申告をしておきましょう。なお、損益通算や繰越控除の適用を受けられるのはあくまでも証券会社経由で売買した場合で、**相対取引などで発生したものは、対象外**なので注意が必要です。